

令和4年第1回水戸市議会定例会議案

(追 加)

市議会議案第33号	財産の取得について（水戸市民会館舞台照明機器（その1））	1
ゝ 第34号	財産の取得について（水戸市民会館舞台照明機器（その2））	3
ゝ 第35号	包括外部監査契約の締結について	5
ゝ 第36号	令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）	7
ゝ 第37号	令和3年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）	15
ゝ 第38号	令和3年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第1号）	17
ゝ 第39号	令和3年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）	21
ゝ 第40号	令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）	23
ゝ 第41号	令和3年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）	25
報 告 第3号	専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	27
ゝ 第4号	専決処分について（水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例）	29
ゝ 第5号	専決処分について（和解について）	31
ゝ 第6号	専決処分について（和解について）	33
ゝ 第7号	専決処分について（和解について）	35
ゝ 第8号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	39
ゝ 第9号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	41

財産の取得について

水戸市民会館舞台照明機器として、次により取得するものとする。

記

- 1 動産の表示 水戸市民会館舞台照明機器 一式
 - (1) LEDムービングライト 11台
 - (2) LEDムービングライト用フライトケース 2台
 - (3) LEDエリプソイダルスポットライト 70台
 - (4) LEDウォッシュライト 6台
- 2 取得価格 41,140,000円
- 3 契約の相手方 水戸市元石川町2638番地11
株式会社ジャスト
代表取締役 栗崎光喜

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について

水戸市民会館舞台照明機器として、次により取得するものとする。

記

- 1 動産の表示 水戸市民会館舞台照明機器 一式
 - (1) エリプソイダルスポットライト 18台
 - (2) エリプソイダルスポットライト電球 2個
 - (3) LED水平ライト 28台
 - (4) LEDパーライト 32台
 - (5) LEDフレネルレンズスポットライト 18台
 - (6) ハンガー 316個
 - (7) コード類 983本
 - (8) ケーブル結束バンド 1,340本
- 2 取得価格 34,441,000円
- 3 契約の相手方 水戸市笠原町1430番地の1
トキワ通信工業株式会社
代表取締役 枝川 浩

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告 |
| 2 契約金額 | 12,000,000円を上限とする額 |
| 3 契約の相手方 | 住所 ひたちなか市西大島2丁目11番6号
氏名 前嶋仁一
資格 公認会計士 |
| 4 契約の期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36第1項 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- (1) 都道府県
- (2) 政令で定める市

令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度水戸市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,921,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,607,986千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第4条 繰越明許費の追加は、「第4表繰越明許費補正」による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正額	計
12 地方交付税		千円 8,246,000	千円 2,144,400	千円 10,390,400
	1 地方交付税	8,246,000	2,144,400	10,390,400
16 国庫支出金		34,952,471	614,643	35,567,114
	1 国庫負担金	19,243,838	△1,544	19,242,294
	2 国庫補助金	15,639,859	616,187	16,256,046
21 繰越金		3,098,081	98,362	3,196,443
	1 繰越金	3,098,081	98,362	3,196,443
23 市債		18,180,800	△935,900	17,244,900
	1 市債	18,180,800	△935,900	17,244,900
歳入合計		133,686,481	1,921,505	135,607,986

歳出

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2 総務費		千円 16,708,113	千円 63,000	千円 16,771,113
	1 総務管理費	14,470,335	63,000	14,533,335
3 民生費		56,919,455	174,871	57,094,326
	1 社会福祉費	25,435,638	△4,000	25,431,638
	2 児童福祉費	21,757,339	178,871	21,936,210
8 土木費		16,805,616	343,900	17,149,516
	2 道路橋りょう費	3,821,109	114,000	3,935,109
	4 都市計画費	11,175,733	229,900	11,405,633
9 消防費		4,416,409	△39,000	4,377,409
	1 消防費	4,416,409	△39,000	4,377,409
10 教育費		12,086,720	1,378,734	13,465,454
	2 小学校費	4,106,122	1,343,800	5,449,922
	4 幼稚園費	2,385,038	34,934	2,419,972
歳出合計		133,686,481	1,921,505	135,607,986

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
3 民生費	1 社会福祉費	(仮称)西部いきいき交流センター建設事業	千円	3	千円 138,000	千円 715,000	3	千円 134,000	
			715,000	4	345,000		4	340,500	
				5	232,000		5	240,500	
8 土木費	4 都市計画費	内原駅橋上駅舎建設事業	元		374,200	千円 1,480,000	元	374,200	
			2		368,600		2	368,600	
			3		236,700		3	236,600	
			4		236,700		4	307,700	
			5		263,800		5	192,900	
		内原駅南北自由通路建設事業	元		108,000		千円 1,080,000	元	108,000
			2		324,000			2	324,000
			3		232,800			3	232,800
			4		232,800			4	266,500
			5		182,400			5	148,700
9 消防費	1 消防費	南消防署移転改築事業	2		271,000	千円 1,620,000	2	271,000	
			3		657,000		3	619,000	
			4		692,000		4	690,000	
		緑岡出張所改築基本・実施設計事業	3		12,000		千円 33,000	3	11,000
			4		25,000			4	22,000
10 教育費	2 小学校費	吉沢小学校校舎増築事業	3		216,000	千円 609,000	3	196,000	
			4		393,000		4	393,000	

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
		酒門小学校校長寿命化改良事業(2期)	千円	2	千円 246,000	千円 743,000	2	千円 246,000	
			690,000	3	10,000		3	379,000	
				4	487,000		4	65,000	
		渡里小学校校長寿命化改良事業	2		691,000		千円 2,100,000	2	691,000
			3		270,000			3	1,146,000
			4		1,139,000			4	103,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業	千円 248,000	普通貸借又は債券発行	1.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 292,000	普通貸借又は債券発行	1.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
都市計画事業	2,161,400				2,311,800			
小学校整備事業	1,170,900				2,248,400			

第4表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	企画調整事務費	千円 6,000
		個人番号制度経費	2,500
		環境保全経費	4,000
3 民生費	1 社会福祉費	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援経費	52,000
		高齢者福祉施設経費	20,900
		介護保険推進経費	36,600
	2 児童福祉費	民間保育所等運営経費	116,275
		地域型保育経費	20,972
		民間保育施設整備事業費	340,200
		開放学級経費	26,664
		学童クラブ経費	14,960
4 衛生費	1 保健所費	新型コロナウイルスワクチン接種経費	500,000
	3 清掃費	清掃工場運営経費	9,000
		旧清掃工場及び周辺環境保全対策経費	24,900
6 農林水産業費	1 農業費	遊休農地対策経費	500
		市単土地改良事業費	2,200
7 商工費	1 商工費	中心市街地活性化推進経費	5,500
		企業立地促進経費	27,700
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路管理経費	37,000
		舗装道維持補修費	57,000
		道路新設改良事業費	394,000
		側溝新設改良事業費	65,200
		狭あい道路及び後退敷地整備事業費	182,200
		認定外道路整備事業費	3,400

款	項	事業名	金額	
		道路新設改良事業費（内原地区）	32,700	
		舗装新設事業費（内原地区）	1,500	
		交通安全施設整備事業費	91,200	
		橋りょう新設改良事業費	198,000	
		3 河川費	排水路整備事業費	122,700
		4 都市計画費	都市計画推進経費	200,000
	市街地整備推進事業費		393,800	
	泉町1丁目北地区市街地再開発事業費		904,100	
	泉町周辺地区整備事業費		117,700	
	内原駅周辺地区整備事業費		4,000	
	国補街路整備事業費（建設計画課）		912,000	
	単市街路整備事業費（建設計画課）		51,700	
	単市街路整備事業費（都市計画課）		4,000	
	都市下水路整備事業費		80,700	
	国補公園建設事業費		150,000	
	単市公園建設事業費		23,000	
	千波湖浄化経費		20,500	
			5 住宅費	住宅整備事業費
		10 教育費	2 小学校費	小学校施設設備整備事業費
	見川小学校校舎改築事業費			120,500
	上大野小学校校長寿命化改良事業費			69,400
		4 幼稚園費	私立幼稚園運営経費	34,934
		6 保健体育費	体育施設管理費	1,600
体育施設整備事業費	186,300			

市議会議案第37号

令和3年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）

令和3年度水戸市の公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表繰越明許費」による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 卸売市場費	1 卸売市場費	施設整備事業費	千円 116,500

市議会議案第38号

令和3年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第1号）

令和3年度水戸市の駐車場事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ284,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ782,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 129,100	千円 △25,100	千円 104,000
	1 国庫補助金	129,100	△25,100	104,000
3 繰越金		1	1,100	1,101
	1 繰越金	1	1,100	1,101
5 市債		872,100	△260,000	612,100
	1 市債	872,100	△260,000	612,100
歳入合計		1,066,000	△284,000	782,000

歳出

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1 駐車場費		千円 1,052,330	千円 △284,000	千円 768,330
	1 駐車場費	1,052,330	△284,000	768,330
歳出合計		1,066,000	△284,000	782,000

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 駐車場費	1 駐車場費	(仮称)水戸芸術館東地区駐車場整備事業	千円 1,410,000	3	千円 700,000	千円 1,257,000	3	千円 566,000
			4	704,000	4		685,000	
			5	6,000	5		6,000	

市議会議案第39号

令和3年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）

令和3年度水戸市の東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表繰越明許費」による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 東前第二土地区画整理事業費	1 東前第二土地区画整理事業費	東前第二土地区画整理事業費	千円 75,000

市議会議案第40号

令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）

令和3年度水戸市の公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4 市債		千円 242,000	千円 △242,000	千円 0
	1 市債	242,000	△242,000	0
歳 入 合 計		440,900	△242,000	198,900

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 公共用地先行取得事業費		千円 242,000	千円 △242,000	千円 0
	1 公共用地先行取得事業費	242,000	△242,000	0
歳 出 合 計		440,900	△242,000	198,900

市議会議案第41号

令和3年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和3年度水戸市の下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(3) 建設改良費	3,751,463 千円	372,010 千円	4,123,473 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,013,102千円」を「4,056,112千円」に、「消費税及び地方消費税資本的収支調整額166,229千円、過年度分損益勘定留保資金267,723千円、当年度分損益勘定留保資金3,579,150千円」を「消費税及び地方消費税資本的収支調整額166,229千円、減債積立金201,907千円、過年度分損益勘定留保資金521,341千円及び当年度分損益勘定留保資金3,166,635千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	5,497,198 千円	329,000 千円	5,826,198 千円
第1項 企業債	2,653,300 千円	195,500 千円	2,848,800 千円
第3項 国庫補助金	1,043,700 千円	133,500 千円	1,177,200 千円
支 出			
第1款 資本的支出	9,510,300 千円	372,010 千円	9,882,310 千円
第1項 建設改良費	3,751,463 千円	372,010 千円	4,123,473 千円

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	千円 2,653,300	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 2,848,800	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水戸市国民健康保険税条例（昭和32年水戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「同条に」を「同項に」に改め、同条第2号及び第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

第19条の2並びに付則第5項、第11項、第12項、第14項から第17項まで、第20項及び第21項中「同条に」を「同項に」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年1月28日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第4号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例

水戸市児童福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。
第13条中「児童等」を「児童」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年1月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第5号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、令和2年（ワ）第155号損害賠償請求事件に関する和解について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解について

令和2年（ワ）第155号損害賠償請求事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、次のとおり和解する。

和解の相手方	市立中学校生徒A（法定代理人親権者母） 市立中学校生徒Bの父C 市立中学校生徒Bの母D
事件の概要	平成28年10月14日に市立小学校において、生徒Bが、自己の紅白帽子で生徒Aの左耳部分を叩いた。それにより、生徒Aは左耳が聞こえにくくなった。 生徒Aは、令和2年4月9日に生徒Bの父C及び母D（以下「生徒Bの親ら」という。）並びに市を相手とし、損害賠償を求めて訴えを提起したものである。
和解の条件	1 生徒Bの親ら及び生徒B（以下「生徒Bら」という。）は、生徒Aに対し、生徒Bが紅白帽子を用いて生徒Aに暴力をふるったことについて陳謝する。 2 生徒Bの親らは、生徒Aに対し、本件解決金として金10万円の支払義務があることを認め、これを令和4年1月末日限り、連帯して、生徒Aの訴訟代理人の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は生徒Bの親らの負担とする。 3 水戸市は、引き続き児童の安全について十分な指導と配慮を行い、特に児童間での事故の未然防止に努める。 4 生徒A並びに生徒Aの父及び母（以下「生徒Aら」という。）並びに生徒Bらは、本件紛争の経緯、本件訴訟の内容及び本件和解の合意内容について、正当な理由なく第三者に口外しないことを約する。 5 生徒Aは、その余の請求を放棄する。 6 生徒Aら、生徒Bら及び水戸市は、本件に関し、生徒Aらと生徒Bらとの間及び生徒Aらと水戸市との間に本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。 7 訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和3年12月24日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

和解について

令和3年（ワ）第315号建物明渡等請求事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、次のとおり和解する。

和解の相手方	<p>██</p> <p>██</p> <p>██</p> <p>██</p>
事件の概要	<p>市は、██████████に市営住宅及び駐車場（以下「本件物件」という。）の明渡しを、██████████及び██████████（以下「相手方ら」という。）に滞納家賃及び駐車場使用料の支払を求めたが応じなかった。</p> <p>そのため、市は、██████████に本件物件の明渡しを、相手方らに家賃及び駐車場使用料（以下「家賃等」という。）の滞納金並びに損害金の支払を求めて訴えを提起したものである。</p>
和解の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 市と██████████は、本件物件につき、令和3年3月17日付け市営住宅等の明渡請求を撤回し、令和3年12月1日以降、市を賃貸人、██████████を賃借人とする、平成25年9月4日付け賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）が引き続き存在することを相互に認める。 2 市は、本件物件につき、平成25年12月分から令和4年1月分までの家賃等の滞納金及び損害金として、合計2,176,200円を相手方らが市に支払ったことを確認する。 3 ██████████は、市に対し、本件物件に関する令和4年2月分以降の家賃等月額24,400円（水戸市営住宅及び特定市営住宅条例（以下「条例」という。）第15条第1項に定める家賃又は条例第54条第1項に定める駐車場使用料が変更されたときは、その変更後の額を基に算出した額）を、令和4年2月以降毎月その月の末日限り支払う。 4 ██████████が前項の家賃等の支払を怠り、その額が3カ月分以上に達したときは、本件賃貸借契約は当然解除となり、██████████は、市に対し、本件物件を直ちに明け渡す。 5 前項の規定により解除となったときは、██████████は、市に対し、同項の契約解除の日の翌日から本件物件の明渡しまでの間、家賃等相当損害金として、1カ月当たり96,100円（条例第15条第3項に基づき定める近傍同種の住宅の家賃又は条例第54条第1項に定める駐車場使用料が変更されたときは、その変更後の近傍同種の住宅の家賃の2倍の額及び駐車場使用料を合算した額）の割合による金員を支払う。 6 ██████████は、第4項の規定により本件物件を明け渡すときは、その明渡しまでに本件物件内の動産を処分するものとし、明渡後本件物件内に残置した動産につ

<p>いては、その所有権を放棄し、市が自由に処分することに異議を申し立てない。</p> <p>なお、残置した動産の処分費用は、██████████の負担とする。</p> <p>7 市は、その余の請求を放棄する。</p> <p>8 市及び相手方らは、市と相手方らとの間には、本件に関し、本和解条項及び条例に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>9 訴訟費用は、各自の負担とする。</p>

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年2月8日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第8号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市大場町79番地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年3月7日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

■■■■■内の水田で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和3年7月13日 午後3時頃
事故発生場所	■■■■■
和解の相手方	■■■■■ ■■■■■
事故の概要	市道に埋設している都市下水路が破損したため、隣接する上記場所において相手方所有の水田の法面が崩れ、当該水田に市道の碎石が流入したものである。
和解の条件	市は、■■■■■に対し、損害賠償金として396,000円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和3年12月15日処分

水戸市長 高 橋 靖